

令和元年度第6回香川地方最低賃金審議会議事録

令和元年 11 月 27 日(水)

於：香川労働局第1会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、松田
	労働者側	大島、瀧、立石、土田、中村
	使用者側	窪田、窪田、篠原、友國、濱田

議 題 (1) 令和元年度最低賃金の改定状況について
(2) その他

【賃金室長】 定刻より少し早いですが皆さん御揃いですので、ただ今より第6回香川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。各委員におかれましては、御忙しい中を御出席いただき誠に有難うございます。

審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況について御報告いたします。本日は全委員が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

議題に入ります前に、使用者側委員の交代がありましたので、御紹介いたします。福家前委員が11月24日付けで退任されまして、新たに窪田委員に御就任いただいております。

どうぞよろしく御願いたします。

【窪田委員】 香川県経営者協会専務理事の窪田でございます。今回から使用者側委員として出席させていただきます。どうぞよろしく御願いたします。

【賃金室長】 それでは柴田会長、議事の進行を御願いたします。

【柴田会長】 本年度の最低賃金審議は、地域別最低賃金につま

しては、香川労働局長から7月8日に改正諮問をいただき、4回の香川県最低賃金専門部会で審議を重ね、8月5日の専門部会において全会一致となり、審議会令第6条第5項を適用して答申を行いました。

各側委員には熱心な御審議をいただいたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

また、当県で設定されている4つの特定最賃につきましても、4業種とも労使各側委員の御理解ある判断のもと、すべて全会一致により結審・答申の運びとなりましたことにつき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の議題は会次第にありますように、(1) 令和元年度最低賃金の改定状況について (2) その他となっております。

それでは、議題(1)について、事務局の方で説明をお願いします。

【賃金室長】 はい、それではまず当県の今年度の最低賃金の改定状況について説明いたします。3頁の資料No.2としまして、本年度の香川県最低賃金、4つの特定最低賃金を一覧表にしております。

香川県最低賃金 818円、冷凍調理食品製造業 819円、以下「冷食」で説明します。はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 940円、以下「機械」で説明します。船舶製造・修理業、船用機関製造業 953円以下「船舶」で説明します。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 883円以下「電気」で説明します。

次に、審議状況でございますが、5頁の資料No.3「令和元年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」を御覧下さい。

本審は今回を含め6回、運営小委員会を1回、香川県最低賃金専門部会を4回、冷食専門部会を3回、機械専門部会を3回、船舶専門部会を3回、電気専門部会を3回開催しております。

まず、香川県最低賃金については、第1回本審を7月8日に開催

し、局長より改正決定についての諮問を行いまして、その後、専門部会の欄の「香川県最低賃金」の行の①第1回専門部会を7月29日に開催し、右の②第2回専門部会を8月1日に開催して金額審議に入りました。その後、第3回専門部会を8月2日に、第4回専門部会を8月5日に開催して、全会一致により結審し、金額で26円、率にして3.28%アップの818円での答申をいただきました。その後、8月14日に香川県労連より異議の申出があったことから、8月21日に異議審（第5回本審）を開催して御審議いただき、8月5日付け答申どおり決定することが適当との結論を頂きましたので、所定の事務手続きを行い、10月1日発効となったところでございます。

続いて、特定最低賃金につきましては、第3回本審を8月1日に開催し、局長より改正の必要性の有無について諮問を行い、運営小委員会の行にあるとおり、同日開催しました運営小委員会におきまして、4つの特定最低賃金については改正の必要性有りとの結論に至りました。第4回本審を8月5日に開催し、改正の必要性有りの答申を頂きましたので、同日、局長より冷食、機械、船舶、電気の4つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いました。

そして、各専門部会が始まります前の9月9日に、今年はさぬき市の味の素冷凍食品株式会社四国工場様の御協力によりまして実地視察を行いました。

その後、各特定最賃専門部会の第1回目の会議を4専門部会合同で9月24日に開催いたしました。以後、各専門部会を順次開催して御審議をいただいたわけですが、本年度、特定最低賃金につきましては、すべて3回目の専門部会におきまして、全会一致により答申を頂くことができました。

まず、冷食につきましては10月4日に、金額でプラス26円、率にして3.28%アップの819円で答申をいただきました。次に、機械につきましては10月3日に、金額でプラス25円、率にして2.73%

アップの 940 円で答申をいただきました。次に、船舶につきましては 10 月 7 日に、金額でプラス 25 円、率にして 2.69%アップの 953 円で答申をいただきました。電気につきましては 10 月 9 日に、金額でプラス 21 円、率にして 2.44%アップの 883 円で答申をいただきました。

なお、特定最賃の審議会答申に係る異議申出はございませんでしたので、所定の事務手続に入り、最後に答申をいただいた電気が 11 月 8 日に官報公示され、4 つの特定最低賃金全て例年通り 12 月 15 日から発効することが確定しました。

それぞれの答申文、報告書につきましては、7 頁からの資料 No. 4-1 に「香川県最低賃金」の答申文の写しを、11 頁の資料 No. 4-2 に「香川県最低賃金の異議申出」に対する答申文をつけております。13 頁の資料 No. 5-1 に「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」の答申文を、15 頁からの資料 No. 5-2 に「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定」の答申文・報告書を、21 頁からの資料 No. 5-3 に「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定」の答申文・報告書を、27 頁からの資料 No. 5-4 に「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定」の答申文・報告書を、33 頁からの資料 No. 5-5 に「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の改正決定」の答申文・報告書を添付しておりますので後ほど御参照ください。

以上、御説明しましたとおり、本年度の香川県の最低賃金の改正審議につきましては、すべて終了いたしておりますことを御報告いたします。

39 頁の資料 No. 6-1 は、香川県の特定最賃の推移です。船舶、機械、電気は地域別最低賃金と同様に右肩上がりの傾向、冷食については、他の 3 業種に比べ伸びが鈍い状況でしたが、昨年度から引上幅が大きくなっております。

41 頁の資料No. 6 - 2 は特定最低賃金対象業種の状況です。香川県最低賃金の影響率は 8.1% ですが、特定最低賃金の影響率は、冷食 13.6%、機械 6.3 %、船舶 5.2 %、電気は 15.6% となっています。これらにつきましては、より一層の周知と履行確保に努めることとしております。

次に、地域別最低賃金の全国の状況ですが、資料の 43 頁に資料 No. 7 としまして本年度の全国の地域別最低賃金改定答申に係る本省発表資料を御配りしております。

下の方に記載されている「令和元年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント」にありますように、改定額の全国加重平均は 901 円（昨年度は 874 円）、引上額の全国加重平均は 27 円（昨年度は 26 円）。全国加重平均額 27 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となっております。

それから、地域別最低賃金の最高額は東京都の 1,013 円ですが、最高額と最低額 790 円との金額差は、223 円（昨年度 224 円）となり、平成 15 年以降 16 年ぶりの改善となっております。

また、最高額に対する最低額の比率は、78.0%（昨年度は 77.3%）と、5 年連続の改善となっております。さらに、東北、九州などを中心に中央最低賃金の目安額を超える引上げが 19 県においてなされています。（昨年度 23 県）昨年度最低額であった鹿児島県は、761 円から 790 円と目安額 26 円を 3 円上回る 29 円を引上げております。45 頁に全国の答申状況の一覧表がございます。目安どおりの答申が 28 局（昨年度 24 局）、目安プラス 1 円が 7 局（昨年度 15 局）、目安プラス 2 円が 11 局（昨年度 8 局）、目安プラス 3 円が 1 局（昨年度 0）となっております。

なお、右端の欄の「発効予定年月日」は、発表時点のもので、異議申出の関係で、実際の発効日と異なっているものがございます。福井が 10/3 ではなく 10/4 となっております。

以上でございます。

【柴田会長】 ただ今の説明で何か御質問、御意見はありませんか。ないようですので、次に議題（２）の「その他」に移ります。

事務局何かございますか。

【賃金室長】 最低賃金改定についての周知・広報の状況について御説明いたします。

最低賃金の周知については、県、市、町等の行政機関をはじめ、各種団体や公共交通機関、事業場など 1,000 を超える団体や事業場に対しまして、ポスターの掲示、チラシの配布などによる周知や広報誌等への掲載依頼を御願いたしますとともに、局・監督署で実施する各種説明会におきまして、チラシを配布するなどにより周知を図っているところでございます。

また、47 頁の資料No. 8 のとおり、10 月 1 日には、高松駅前におきまして有志の審議会委員にも御参加いただきまして、早朝より最低賃金周知キャンペーンとして、リーフレット入りのティッシュを約 850 個配布しての周知活動を行いました。事前に報道機関に対して周知キャンペーンについて広報を行っていたところ、このことが K S B 瀬戸内海放送、R N C 西日本放送のニュースで報道されました。本キャンペーンに御協力いただきました委員の方々にはあらためて厚く御礼申し上げます。有難うございました。

また、資料No. 8 の枠囲いの②に記載のとおり、香川健康づくり推進セミナーと香川働き方改革フォーラム 2019 では約 200 人に対して、リーフレットを配付して周知を行っております。

さらに、学生への周知として、大学の講義の時間の一部をお借りし、11 月 7 日には香川大学において約 200 人に最低賃金のリーフレットを配付して周知をさせていただきまして、来年 1 月には高松大学でも周知を行う予定です。

今後におきましても、あらゆる機会を通じまして、特定最低賃金を含め最低賃金の周知を図って参りたいと考えております。

加えて、最低賃金の履行確保についてですが、最低賃金の履行確

保に係る監督指導を第4四半期に実施する予定としております。

最後に、今後の審議日程につきまして御説明致します。

来年3月19日(木)に、本年度最後の第7回本審を予定しておりますが、この日程調整につきましては、実地視察とともに今年6月19日の段階で調整させていただいた関係で、かなり早期であったため予備日を3月23日に設けさせていただいております。今回のように時期が近づきましたらメール等により日程を確定させていただく予定でございます。

第7回本審におきましては、来年度の特定最低賃金改定の意向確認や来年度への申送り事項等につきまして御審議いただく予定でございます。また、審議会に提出させていただいております資料につきましても、追加或いは削除等の御意見を御伺いしたいと思っておりますので、よろしく御願いたします。

なお、特定最低賃金の改定に関わる意向表明につきましては、これまでと同様、局長宛の書面によりまして、来年の2月下旬を目途に御提出下さいますよう御願いたします。

説明は以上でございます。

【柴田会長】 ただ今の説明につきまして、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、事務局、他に何かございますか。

【賃金室長】 はい。本審議会の後、事務連絡等がございますので、委員の皆様はしばらく残っていただきますよう御願いたします。

それでは最後に、本間香川労働局長より御挨拶申し上げます。

【本間労働局長】 香川労働局長の本間でございます。

柴田会長を始め、各委員の皆様におかれましては、今年度も円滑な審議会運営に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

御陰様で、地域別最低賃金をはじめ、4業種の特定最低賃金につきましてもすべて全会一致により結審し、答申をいただきました。皆様の円滑、かつ、真摯な御審議に対しまして、改めて厚く御礼申し上げます。

審議会から答申をいただいた最低賃金につきましては、地域別最低賃金については 10 月 1 日に発効、特定最低賃金は、4 業種すべて 12 月 15 日から発効の運びとなっているところでございます。

このところ、各最低賃金とも引上額が大きくなり、その影響率も上がっておりますが、それぞれの最低賃金が確実にその役割を果たすよう、その普及、或いは助成金の活用促進といった行政の取組を進め、しっかりと周知を行った上で、監督の実施等の履行確保を図って参りたいと考えております。

審議会委員の皆様には、労働行政に対しまして、今後とも御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

【柴田会長】 有難うございました。以上で審議を終了いたしますが、本日の議事録の署名は、立石委員と窪田委員に御願いたいと思いますのでよろしく御願います。

それではこれもちまして第 6 回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。有難うございました。

――了――